

恵庭市災害廃棄物処理計画（案）【概要版】 令和2年4月

1. 計画作成の背景および目的（P1）

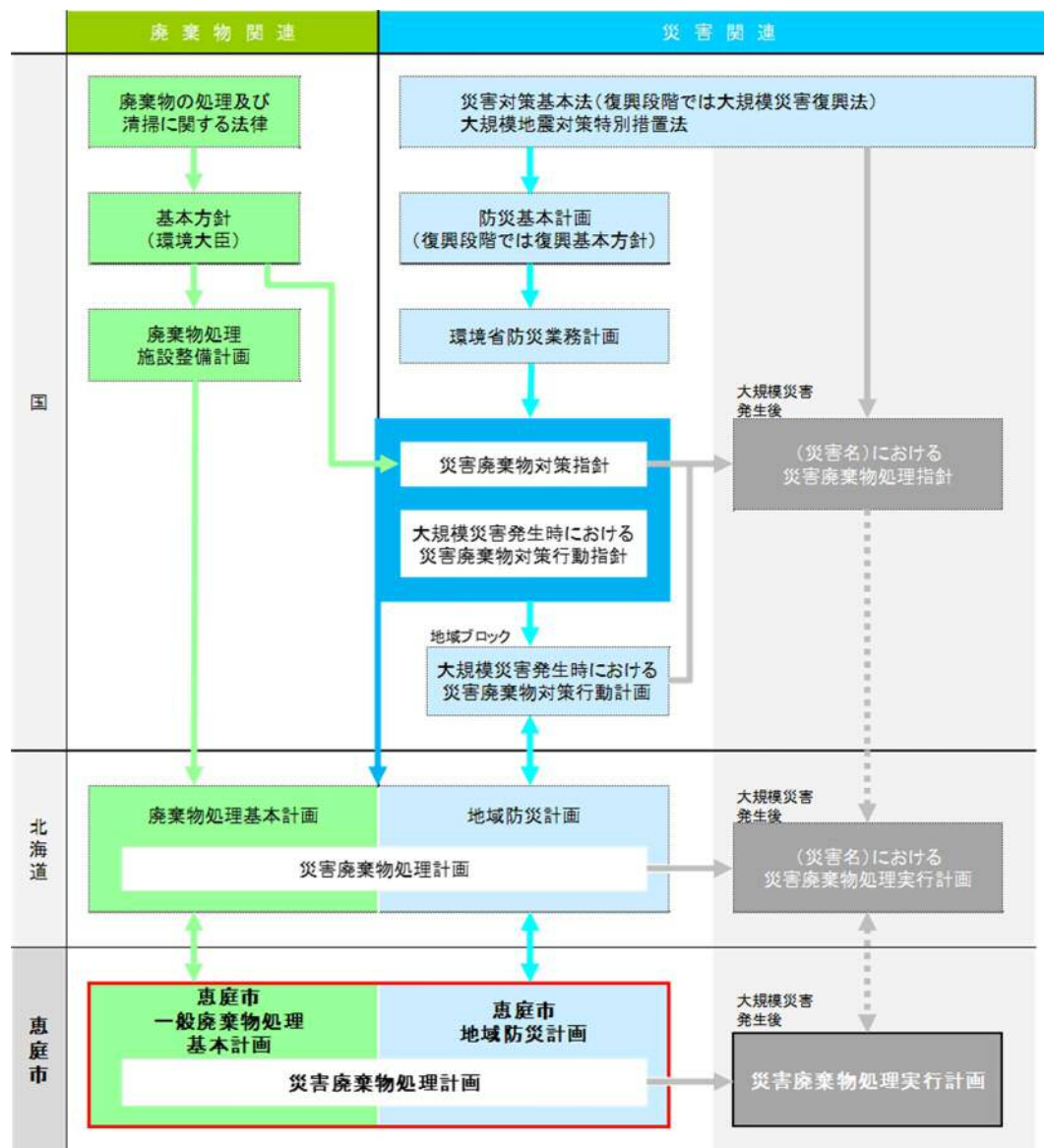
平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災や平成23年3月に発生した東日本大震災、平成28年4月に発生した熊本地震、平成30年9月に発生した北海道胆振東部地震などをはじめ、近年、広範囲に多くの被害をもたらす、ライフラインや交通の途絶など社会に大きな影響を与える震災が頻発している。また、震災以外にも台風や豪雨などの甚大な被害をもたらす風水害も頻発している。これらの大規模災害の発生時には、建築物やインフラ等への被害によるがれきり等の廃棄物や、避難所から発生する生活ごみやし尿等により、一時的に莫大な災害廃棄物が発生している。

環境省では、地方公共団体における災害廃棄物への対応力強化のため、平成26年3月に「災害廃棄物対策指針」を策定し、平成28年の熊本地震等の教訓をもとに、平成30年3月に改定を行った。これを受けて北海道（以下、「道」という）でも、道内自治体における災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理の確保を目的として、「北海道災害廃棄物処理計画」、「大規模災害時における北海道ブロック災害廃棄物対策行動計画（第一版）」を策定した。

恵庭市（以下、「本市」という）は、災害廃棄物処理体制構築のため、平成30年度に環境省が実施した「北海道ブロックにおける災害廃棄物処理計画策定モデル事業」の検討結果と、本市が平成30年度に策定した「恵庭市災害廃棄物処理計画 骨子案」を踏まえ、復旧・復興の妨げとなる災害廃棄物を適正かつ迅速に処理すること、及び廃棄物に起因する初期の混乱を最小限にすることを目的として、「恵庭市災害廃棄物処理計画（以下、「本計画」という）」を策定するものである。

2. 計画の位置づけ（P2）

本計画は、環境省の「災害廃棄物対策指針（改定版）」のほか、大規模災害発生時の廃棄物対策において国が示した知見に基づき策定する。また、本市の「地域防災計画」、「大規模災害時における北海道ブロック災害廃棄物対策行動計画（第一版）」及び「北海道災害廃棄物処理計画」と整合を図るものとする。



3. 災害廃棄物の種類（P3）

本計画において検討の対象とする廃棄物は、以下のとおりである。

災害による倒壊家屋等から発生する災害廃棄物の他に、災害発生後に災害廃棄物の処理が完了するまでの期間に家庭から排出される通常的生活ごみ、避難所から発生するごみ、仮設トイレ等からの汲み取りし尿等も併せて本計画の検討対象とする。

生活ごみ	家庭から排出される生活ごみ
避難所ごみ	避難所から排出されるごみで、容器包装や段ボール、衣類等が多い事業系一般廃棄物として管理者が処理する
し尿	仮設トイレ等からの汲み取り尿、災害に伴って便槽に流入した汚水
可燃物/可燃系混合物	繊維類、紙、木くず、プラスチック等が混在した可燃系廃棄物
木くず	柱・はり・壁材などの廃木材
畳・布団	被災家屋から排出される畳・布団であり、被害を受け使用できなくなったもの
不燃物/不燃系混合物	分別することができない細かなコンクリートや木くず、プラスチック、ガラス、土砂などが混在し、概ね不燃系の廃棄物
コンクリートがら等	コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくずなど
金属くず	鉄骨や鉄筋、アルミ材など
廃家電（4品目）	被災家屋から排出される家電4品目で、災害により被害を受け使用できなくなったもの ※リサイクル可能なものは各リサイクル法により処理を行う
小型家電/その他家電	被災家屋から排出される小型電等の家電4品目以外の家電製品で、災害により被害を受け使用できなくなったもの
腐敗性廃棄物	被災冷蔵庫等から排出される水産物、食品、水産加工場や飼肥料工場等から発生する原料及び製品など
有害廃棄物/危険物	石綿含有廃棄物、PCB、感染性廃棄物、化学物質、フロン類・CFC・A・テトラクロロエチレン等の有害物質、医薬品類、農薬類の有害廃棄物。太陽光パネルや蓄電池、消火器、ボンベ類などの危険物等
廃自動車等	自然災害により被害を受け使用できなくなった自動車、自動二輪、原付自転車 ※リサイクル可能なものは各リサイクル法により処理を行う ※処理するためには所有者の意思確認が必要となる 仮置場等での保管方法や期間について警察等と協議する
その他、適正処理が困難な廃棄物	ピアノ、マットレスなどの地方公共団体の施設では処理が困難なもの、漁網、石こうボード、廃船舶など

3. 想定される災害（P4）

(1) 震災

地震については「恵庭市地域防災計画（地震災害対策編）平成31年2月」において本市に最も大きな被害をもたらすとされている「石狩低地東縁断層帯南部の地震」を対象とする。

- ・震源：千歳市から沙流郡日高町沖合の海域に至る断層帯
- ・地震の規模：マグニチュード7.1
- ・市内最大震度：6強
- ・市役所周辺での震度：6弱

(2) 水害

水害については恵庭市において浸水深及び範囲の大きい「石狩川水系漁川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）」とする。

4. 災害廃棄物の発生量 (P6-8)

(1) 地震による災害廃棄物発生量

災害廃棄物発生量 (石狩低地東縁断層帯南部の地震)

建築物被害(棟)		原単位 (t/棟)	廃棄物量 (t)
全壊	468	117	54,756
半壊	2,843	23	65,389
合計	—	—	120,145

組成別災害廃棄物発生量(石狩低地東縁断層帯南部の地震)

可燃物 (t)	不燃物 (t)	コンクリートがら (t)	金属 (t)	柱角材 (t)	合計 (t)
21,626	21,626	62,475	7,930	6,488	120,145

(2) 水害による災害廃棄物発生量

災害廃棄物発生量 (水害)

建築物被害		原単位	廃棄物量 (t)
全壊(棟)	371	117 t/棟	43,407
半壊(棟)	899	23 t/棟	20,677
床上浸水(世帯)	1,693	4.60 t/世帯	7,788
床下浸水(世帯)	10,979	0.62 t/世帯	6,807
合計	—	—	78,679

5. 災害時のごみ発生量 (P9-12)

(1) 避難所ごみ発生量

避難者数と避難所ごみ発生量の推移推計(石狩低地東縁断層帯南部の地震)

区分	1日後	3日後	3週間後	3カ月後
避難者数(人)	3,150	6,300	2,200	1,200
避難所ごみ発生量 (t/日)	2.0	4.1	1.4	0.8

(2) 片付けごみ発生量

壊れた家財や家電などの片付けごみについては、災害廃棄物発生量に含まれている。

片付けごみ発生量 (石狩低地東縁断層帯南部の地震)

建築物被害(棟)		原単位 (t/棟)	片付けごみ量 (t)
全壊	468	0.2	93.6
半壊	2,843	0.2	568.6
合計	—	—	662.2

6. 災害時のし尿収集対象発生量 (P12-13)

し尿収集必要量及び仮設トイレ必要設置数の推計結果

	し尿発生量 (L/日)	仮設トイレ必要基数 (基)		
		78人/基	50人/基	20人/基
石狩低地東縁断層帯南部の地震	10,710	80	126	315

7. 災害廃棄物等処理に係る組織体制等 (P14-17)

(1) 災害廃棄物担当組織

発災後は、災害の規模に応じて、総括責任者のもと、総務、処理計画、施設、解体撤去、仮置場、住民窓口などの役割を定めて災害廃棄物処理における組織体制を整える。また、大規模災害時など人員が不足する場合は、他自治体職員の応援を要請するなどの対応を検討する。

(2) 各班の役割と活動

復旧・復興に向けて求められる作業は、発災から時間経過とともに変化する。

発災前から、発災後の初動期、応急対応時、復旧復興期にかけての作業の流れについて、担当区分・班ごとの役割分担は右のとおりである。

担当	項目	内容	発災前	初動期	応急対応(前半)	応急対応(後半)	復旧復興
総務担当	計画関連	災害廃棄物処理計画の整備					
		災害廃棄物処理実行計画の策定					
		災害廃棄物処理実行計画の見直し					
	組織体制の整備と関係団体等との連携	組織体制の整備					
		関係機関との連絡体制整備					
		他市町村、関係団体等との支援協定の整備					
		道及び隣接市町村、関係団体等への支援要請の検討					
		自衛隊、警察、消防との連携					
	その他	道路啓開作業					
		災害廃棄物処理事業費補助申請					
施設担当	施設関連(し尿処理施設を含む)	災害廃棄物処理設備リストの整備					
		廃棄物処理施設の耐震化と災害予防					
		廃棄物処理施設等の被害状況確認及び道への報告					
		廃棄物処理施設緊急補修、再稼働					
		仮設処理施設の解体撤去					
		被災施設の補修、再稼働					
処理計画担当	ごみ関連	生活ごみ等の運搬、処分先の確保					
		生活ごみ、災害廃棄物の収集運搬、処理					
	し尿関連	し尿の運搬、処分先の確保					
		し尿処理					
	災害廃棄物関連	仮設トイレ等の確保、管理、撤去					
		災害廃棄物の発生状況の把握及び道への報告					
		有害物等の処理困難物の把握					
		有害廃棄物、危険物の処理対策検討					
		有害廃棄物、危険廃棄物の発生量把握、処理先の確保、撤去、処理					
		腐敗性廃棄物の優先処理開始					
感染性廃棄物処理体制の確保及び処理							
廃家電、被災自動車、廃船舶、漁網等の移動、運搬・処分							
混合廃棄物、堆積物等の処分							
解体撤去担当	解体関連	河川漂着物等の処理					
		災害廃棄物発生量、処理可能量の推計					
仮置場担当	仮置場関連	災害廃棄物収集運搬体制の確保・実施					
		災害廃棄物処理の進捗管理					
		家屋解体、撤去等相談窓口の設置					
住民窓口担当	広報関連	倒壊可能性のある建物の解体(関係部局と連携)					
		仮置場の設置場所の検討					
		仮置場の設置場所の管理、運営					
		仮置場の設置場所の復旧					
住民窓口担当	広報関連	仮置場の設置場所の返却					
		住民への啓発・広報					
住民窓口担当	広報関連	連絡手段の確保					

■ 発災前の作業内容
■ 初動期の作業内容
■ 応急対応(前半)の作業内容
■ 応急対応(後半)の作業内容
■ 復旧復興期の作業内容

8. 住民への広報 (P26-27)

対応時期	発信方法	発信内容
災害初動時	<ul style="list-style-type: none"> 自治体庁舎、公民館等の公共機関、避難所、掲示板への貼り出し 自治体のホームページ マスコミ報道（基本、災害対策本部を通じた記者発表の内容） 	<ul style="list-style-type: none"> 有害・危険物の取り扱い 生活ごみや、し尿及び浄化槽汚泥等の収集体制 問い合わせ先 等
災害廃棄物の撤去・処理開始時	<ul style="list-style-type: none"> 広報宣伝車 防災行政無線 回覧板 自治体や避難所等での説明会 コミュニティFM 	<ul style="list-style-type: none"> 仮置場への搬入 被災自動車等の確認 被災家屋の取り扱い 倒壊家屋の撤去等に関する具体的な情報（対象物、場所、期間、手続き等） 等
処理ライン確定～本格稼働時	<ul style="list-style-type: none"> 災害初動時と災害廃棄物の撤去・処理開始時に用いた発信方法 	<ul style="list-style-type: none"> 全体の処理フロー、処理・処分先等の最新情報 等

9. 災害廃棄物等の処理に関する基本方針 (P28)

(1) ごみ、し尿の収集・処理に関する基本方針

被災者や避難者の生活に伴い発生するごみ、し尿処理については、公衆衛生の確保及び生活環境保全の観点から、可能な限り防災直後から収集・処理を行うとともに、できる限り早期に通常の収集運搬・処理体制を回復させる。

(2) 仮設トイレの設置に関する基本方針

平常時から、発災後の被災者の生活に支障が生じないよう、住民は携帯トイレ等を備蓄し、本市は簡易トイレの備蓄及びその設置訓練を行うとともに、し尿の運搬・処理に関し近隣自治体や民間事業者と事前にその対策について連携を図る。

(3) 災害廃棄物の処理に関する基本方針

方針	内容
衛生的な処理	災害時は、被災者の一時避難、上下水道の断絶等の被害が想定され、その際に多量に発生する生活ごみやし尿については、防疫のために生活衛生の確保を最優先事項として対応する。
迅速な対応・処理	生活衛生の確保、地域復興の観点から、災害廃棄物の処理は時々刻々変化する状況に対応できるよう迅速な処理を行う。
計画的な対応・処理	災害による道路の寸断、一時的に多量に発生する災害廃棄物に対応するため、仮置場の適正配置や有効な処理施設の活用・設置などにより災害廃棄物を効率的に処理する。
環境に配慮した処理	災害時においても、十分に環境に配慮し、災害廃棄物の処理を行う。特に建築物解体の際のアスベスト飛散防止対策、野焼きの防止、緊急処理施設におけるダイオキシン類対策等に配慮する。
リサイクルの推進	災害時に膨大に発生する災害廃棄物を極力地域の復興等に役立て廃棄物の資源化を行うことは、処理や処分量を軽減することができ、効率的な処理のためにも有効であることから、建築物解体時から徹底した廃棄物の分別を実施し、災害時においてもリサイクルを推進する。
安全作業の確保	災害時の廃棄物処理は、ごみの組成・量の違い、危険物の混入などに伴い、通常業務と異なることが想定されるため、作業の安全性の確保を図る。

10. 仮置場の検討 (P29-33)

一次仮置場の必要面積は、検討対象とする災害における災害廃棄物発生量をもとに、災害廃棄物対策指針に基づき推計した。

仮置場必要面積の推計結果（石狩低地東縁断層帯南部の地震）

仮置量 (t)		面積 (m ²)			面積 (ha)
可燃物	不燃物	可燃物	不燃物	合計	
18,743	61,354	18,743	22,311	41,100	4.11

また、仮置場選定の流れは次のとおりである。

第1段階 仮置場候補地の抽出

- 法律・条例等の諸条件によるスクリーニングを実施。

第2段階 仮置場候補地の絞り込み

- 公有地（公園、グラウンド、公民館、廃棄物処理施設、港湾、町有地、市有地、道有地、国有地等）の利用を基本とする。
- 物理的条件（必要な面積を確保できるか^{※1}、地形^{※2}、地盤、形状、現状の土地利用等）に配慮する。
- 公有地で確保できない場合は民有地^{※3}も検討する。

第3段階 仮置場候補地の順位付け

- 仮置場候補地の自然環境、周辺環境^{※4}、運搬効率^{※5}、用地取得容易性等から評価項目を設定し、候補地を複数選定しておく。
- 発災後は現地を確認するとともに、総合的に評価して仮置場を選定し、配置計画を作成する。

※1：一時保管場所における重機による廃棄物の積上げや選別などの作業、及び再資源化処理などに必要な仮設処理施設の設置が可能な面積を有すること。

※2：一時保管又は処理、処分時の環境保全対策が行いやすい地形・地質などの立地条件を有すること。

※3：未利用工場跡地等で長期間利用が見込まれない民有地であること。民有地の場合、原状回復に留意が必要である。

※4：一時保管場所での重機による廃棄物の積上げや選別作業時や仮設処理施設の稼働時の騒音、粉塵などの発生により、近隣住民の生活環境が著しく悪化しないような十分な距離を有すること。また、病院・学校・水源等の位置に留意し、近接する場所を避ける。

※5：災害廃棄物の搬入・搬出作業や作業用重機の通行が比較的容易な道路を有していること。また、運搬距離が長くないよう、被害の発生した箇所から近いこと。

備考：災害時に仮置場を使用する際は、適宜環境保全対策やモニタリング等を実施する。

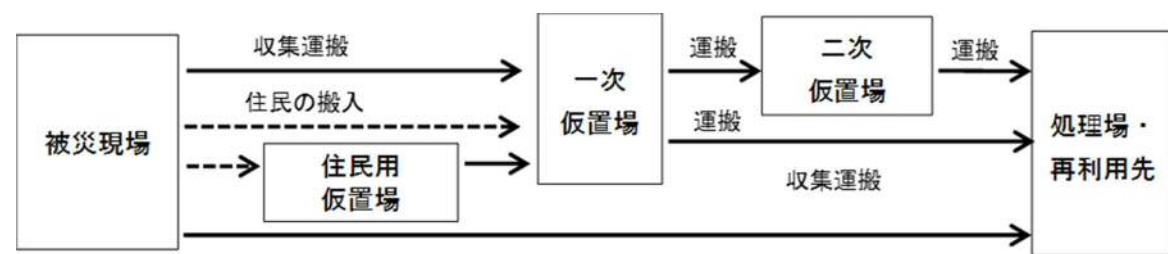
11. 搬出・運搬の指針 (P37-38)

本市による収集・仮置場への搬入と被災者による仮置場への直接搬入が考えられる。それぞれの特徴・留意点を表以下に示す。災害発生時には、状況に応じてより望ましい収集方法もしくは、2つの方法の併用により災害廃棄物の収集を行うものとする。

災害廃棄物の運搬主体による違いと比較

	本市による収集・仮置場への搬入	被災者による仮置場への搬入
概要	<ul style="list-style-type: none"> 被災者が、災害廃棄物を本市の指定する場所に分別して排出する。 本市が収集運搬車両ごとに品目を定めて収集し、仮置場に搬入する。 	<ul style="list-style-type: none"> 被災者が自ら調達した車両等を利用して災害廃棄物を仮置場へ搬入し、分別しながら荷下ろしをする。
特徴	<ul style="list-style-type: none"> 被災者の負担を小さくできる。 仮置場の設置数を抑制できる。 収集段階で分別できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 短期間に被災地から災害廃棄物を搬出できる。
留意点	<ul style="list-style-type: none"> 収集運搬員・作業員数を多く要する。 収集運搬計画を立てる必要がある。 収集段階で確実な分別をするために、収集運搬員・作業員へ災害廃棄物の収集運搬に関する教育が必要になる。 収集運搬能力が不足すると、路上に災害廃棄物があふれて交通に支障をきたす事態となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 搬入車両が周辺道路で渋滞を招く恐れがある。 被災者の利便性のため、仮置場の設置数を多くする必要がある。 被災者の負担が大きくなる。 分別指導のための誘導員の配置が必要となる。 仮置場作業員が不足すると、分別の徹底が困難になり、多量の混合廃棄物が発生する恐れがある。

参考：市町村向け災害廃棄物処理行政事務の手引き（環境省）一部修正・加筆



収集運搬ルートについては、災害発生後、道路の被害状況や指定排出場所・仮置場の場所等を検討した上で決定する。

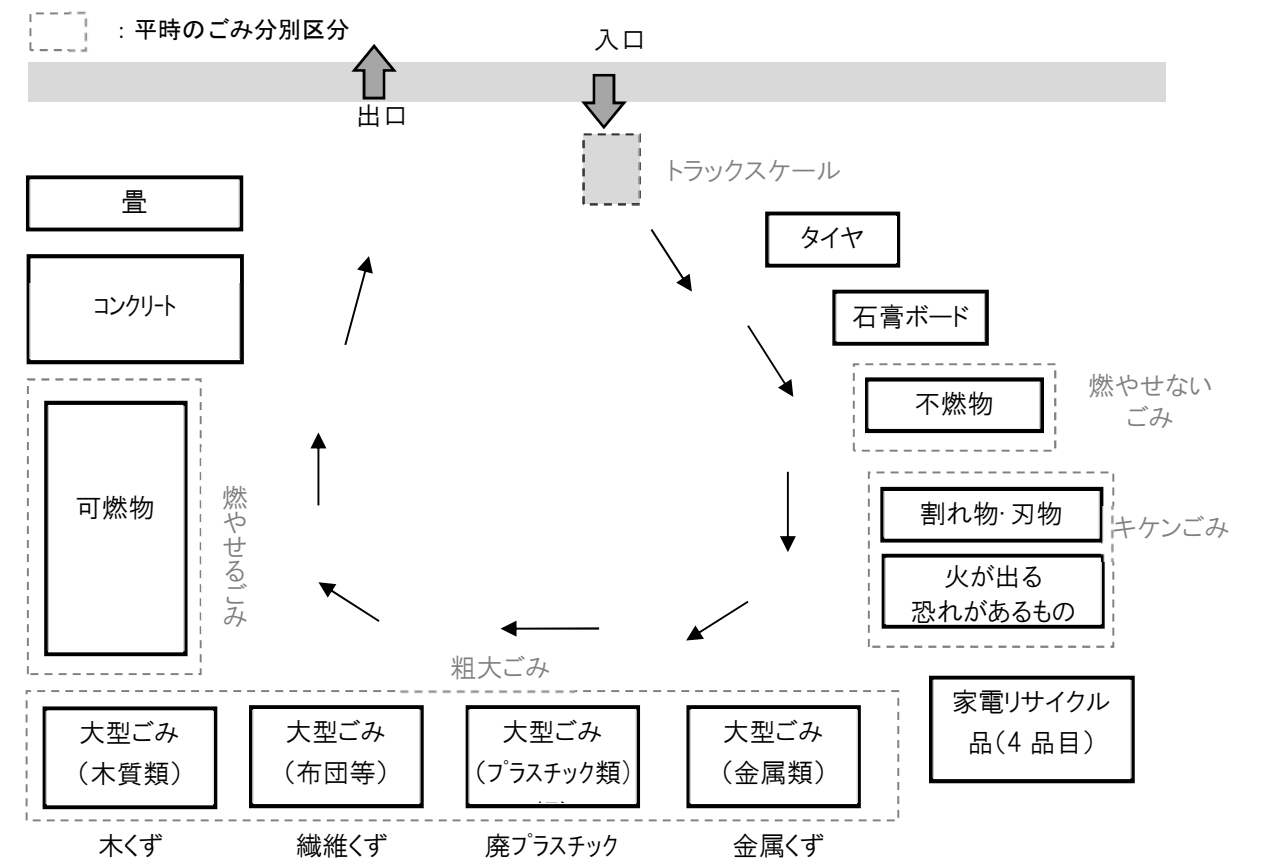
なお、災害廃棄物の収集車両については、災害時の収集運搬が支障なく行えるように、恵庭市地域防災計画において緊急車両として位置付けることを検討する。

12. 仮置場の運用計画 (P38)

仮置場の運営・管理方針

仮置場の種類	運営・管理方針
住民用仮置場	<ul style="list-style-type: none"> 発災後速やかに設置し、便乗ゴミや混合ごみの発生を防止する。 住民やボランティアによる持ち込みへの対応として、仮置場の場所や分別方法について、災害初動時に周知する。 片付けごみの積み込み及び積み下ろしにおいては、関係機関と連携してボランティアを活用することも検討する。 仮置場での保管に際し、廃棄物が混合状態とならないよう、分別排出・分別仮置き推進のために、場内で管理・指導を行う。
一次仮置場	<ul style="list-style-type: none"> 家屋解体に伴うがれき等の災害廃棄物を搬入するが、処理をスムーズに進めるため、可能な限り被災現場で分別して搬入する。 重機及び手選別により、柱材・角材、コンクリートがら、金属くず、可燃系混合物、不燃系混合物及びその他危険物等に分別・保管する。 主としてバックホウ等の重機により粗選別を行う。
二次仮置場	<ul style="list-style-type: none"> 一次仮置場から災害廃棄物を搬入し、コンクリートがら、混合系廃棄物等を破砕処理・選別処理する。 作業効率向上や受入先の要求品質に合うよう、必要に応じて破砕選別機等やベルトコンベヤ等の施設を設置して処理を行う。
仮置場で記録する事項	<ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物の種類ごとの搬出入量 災害廃棄物の保管量 搬出入車両の台数 災害廃棄物の搬出入者及び搬出入車両（車両ナンバー等）

13. 一次仮置場のレイアウト案 (P42)



14. 災害廃棄物の再利用・再資源化、処理対策 (P44)

再資源化の方法例

災害廃棄物		処理方法（最終処分、リサイクル方法）
可燃物	分別可能な場合	・家屋解体廃棄物、畳・家具類は、生木、木材等を分別し、塩分除去を行い木材として利用。 ・塩化ビニル製品はリサイクルが望ましい。
	分別不可な場合	・脱塩・破碎後、焼却し、焼却後の灰や不燃物等は、セメント工場でのセメント原料化や埋立等適性処理を行う。
コンクリートがら		・40mm以下に破碎し、路盤材（再生クラッシュラン）、液状化対策材、埋立柱として利用。 ・埋め戻し材・裏込め材（再生クラッシュラン・再生砂）として利用。最大粒径は利用目的に応じて適宜選択し中間処理を行う。 ・5mm～25mmに破碎し、二次破碎を複数回行うことで再生粗骨材に利用。
木くず（解体材）		・家屋系廃木材はできるだけ早い段階で分別・保管し、チップ化して各種原料や燃料として活用。 ・マテリアルリサイクル原料、サーマルリサイクル原料（燃料）等
流木（内陸・海岸）		・破碎処理してチップ化し、燃料や家畜の敷料として活用。 ・海岸流木については、「流木リサイクルモデル」を参考に脱塩するなどしたうえ、破碎処理してチップ化し、燃料・敷料として活用。
金属くず		・有価物として売却。 ・精錬や金属回収による再資源化
家電	リサイクル可能な場合	・テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、乾燥機等は指定引取場所に搬入してリサイクルする。
	リサイクル不可な場合	・災害廃棄物として他の廃棄物と一括で処理する。
自動車		・自動車リサイクル法に則り、被災域からの撤去・移動、所有者もしくは処理業者引渡しまで一次集積所で保管する。
廃タイヤ	使用可能な場合	・現物のまま公園等で活用。 ・破碎・裁断処理後、タイヤチップ（商品化）し、製紙会社、セメント会社等へ売却する。 ・丸タイヤのままの場合、域外にて破碎後、適宜リサイクルする。 ・有価物として買取業者に引き渡し後、域外にて適宜リサイクルする。
	使用不可な場合	・破碎後、埋立・焼却を行う。
混合廃棄物（不燃物等）		・セメント原料 ・焼却後の灰や不燃物等は、セメント工場でセメント原料として活用する。
木くず混入土砂		・最終処分を行う。 ・異物除去・カルシア系改質材添加等による処理により、改質土として有効利用することが可能である。その場合除去した異物や木くずもリサイクルを行うことが可能である。

15. 思い出の品 (P46)

回収対象	位牌、アルバム、卒業証書、賞状、成績表、写真、財布、通帳、手帳、ハンコ、貴金属類、PC、HDD、携帯電話、ビデオ、カメラ、貴重品（株券、金券、商品券、古銭、貴金属）等
回収方法	・撤去・解体作業員による回収 ・仮置場での処理における回収 ・住民の持ち込みによる回収 ※貴重品については、発見日時・発見場所・発見者氏名を記入し、警察へ引き渡す。
保管方法	・土や泥がついている場合は、洗浄、乾燥して保管・管理する。 ・発見場所や品目等の情報がわかる管理リストを作成し保管・管理する。
運営方法	・ボランティア等の協力依頼を検討する。
閲覧・引渡し	・思い出の品を展示し、閲覧・引き渡しの機会を設ける。 ・地方紙・広報誌に思い出の品についての情報を掲載する。 ・基本的に面会による引き渡しとするが、本人確認ができる場合は郵送引き渡しも可とする。

16. 既設焼却施設処理可能量 (P48-49)

一般廃棄物焼却施設の処理可能量の試算条件（災害廃棄物対策指針）

項目	低位シナリオ	中位シナリオ	高位シナリオ
①稼働年数	20年超の施設を除外	30年超の施設を除外	制約なし
②処理能力（公称能力）	100t/日未満の施設を除外	50t/日未満の施設を除外	30t/日未満の施設を除外
③処理能力（公称能力）に対する余裕分の割合	20%未満の施設を除外	10%未満の施設を除外	制約なし※
④年間処理量の実績に対する分担率	最大で5%	最大で10%	最大で20%

※処理能力に対する余裕分がゼロの場合は受け入れ対象から外す。

一般廃棄物焼却施設の処理可能量推計結果

施設名称	処理能力 (t/日)	年間処理量(実績※) (t/年度)	年間処理能力 (t/年)	年間処理能力-実績 (t/年)	処理可能量(t/2.7年)			
					災害廃棄物対策指針			公称能力最大
					低位	中位	高位	
恵庭市ごみ焼却場	56	14,964	15,680	716	-	-	8,000	1,900

※本来は実績とするが、令和元年度現在、焼却処理を行っていないため、令和2年度の計画処理量とした。

17. 既設最終処分場処理可能量 (P49-51)

一般廃棄物最終処分場の処理可能量の試算条件（災害廃棄物対策指針）

	低位シナリオ	中位シナリオ	高位シナリオ
①残余年数	10年未満の施設を除外		
②年間埋立処分量の実績に対する分担率	最大で10%	最大で20%	最大で40%

一般廃棄物最終処分場の処理可能量推計結果

施設名称	埋立容量※2 (m ³ /年度)	埋立量※1 (t/年度)	残余容量 (m ³)※3	10年後残余容量 (m ³)	処理可能量(t/2.7年間合計)			
					災害廃棄物対策指針			残余容量-10年分埋立量
					低位	中位	高位	
恵庭市ごみ処理場	25,992	17,280	139,480	60,590	4,600	9,300	18,600	90,800

※1：H30年度埋立量

※2：H30年度推計埋立容量

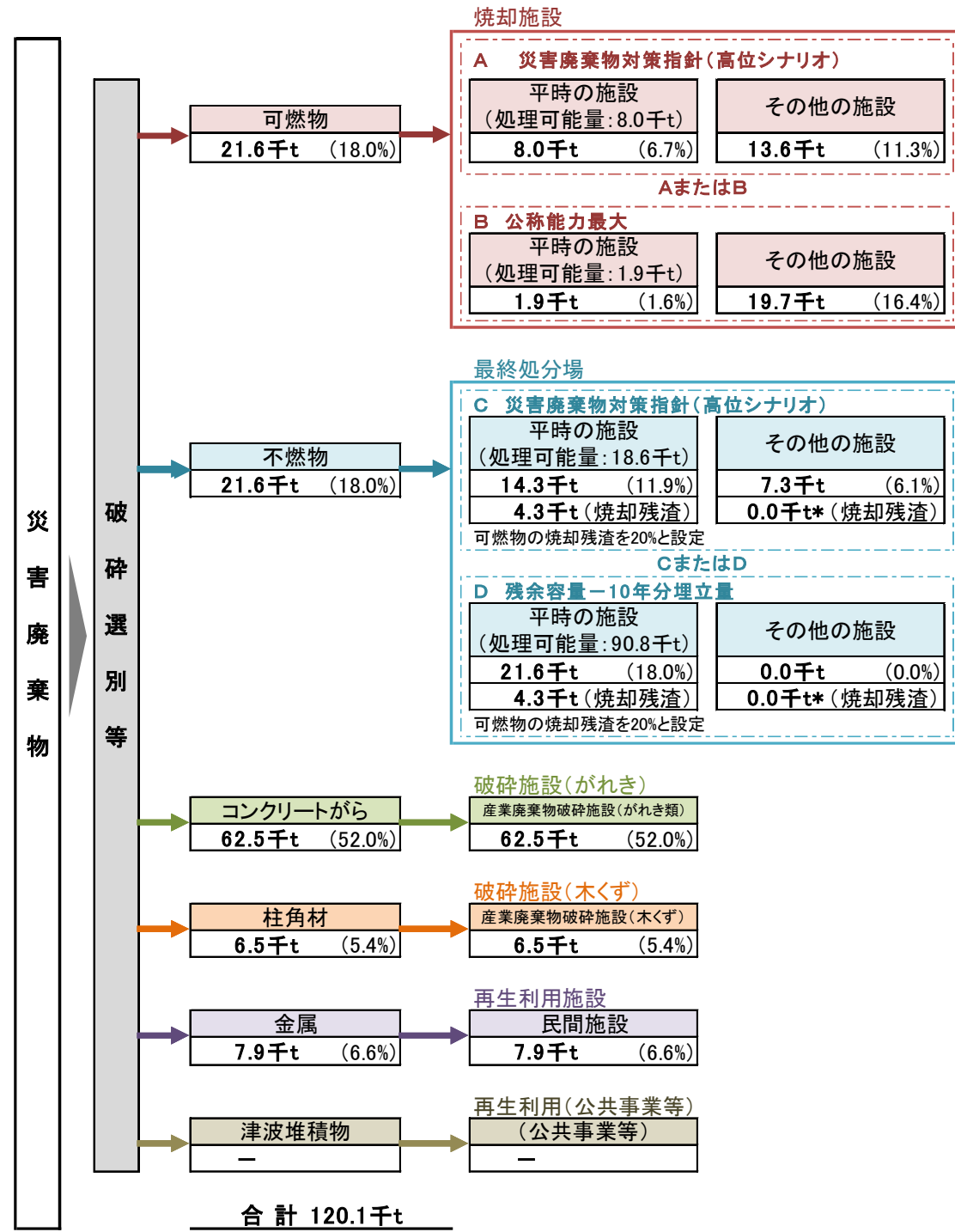
※3：H31年3月末推計値

18. 廃棄物処理フロー (P55-56)

焼却施設	算出方法			公称能力フル稼働 (B)
	低位	中位	高位 (A)	
最終処分場	災害廃棄物対策指針			残余容量-10年分埋立量 (D)
	高位	中位	高位 (C)	

□：処理フローの作成において採用

対象とする石狩低地東縁断層帯南部の地震では、可燃物の処理可能量が不足すると想定される。また、不燃物の処理可能量も「C 災害廃棄物対策指針（高位シナリオ）」では、不足する。



19. 処理スケジュール (P57)

大規模災害時の処理スケジュールの目安

1年目（初動期～応急対応）	2年目（復旧・復興）	3年目（復旧・復興）
被災現場からの 災害廃棄物撤去完了	一次仮置場からの 災害廃棄物撤去完了	二次仮置場からの 災害廃棄物撤去完了

20. し尿処理計画 (P61-65)

(1) 基本方針

平常時のし尿収集運搬・処理体制を基本とし、し尿収集運搬は委託業者が行うことを原則とする。し尿処理は、各し尿処理施設で処理することを基本とする。

浄化槽汚泥の収集は、平常時の収集運搬体制と同様に委託業者が行うことを原則とし、各し尿処理施設で処理をする。

(2) し尿処理

発災後は、避難者が多く仮設トイレからのし尿の収集・処理が追いつかない場合が懸念されることから、被災状況に応じて下記の対応を検討する。人員や資機材が不足する場合は、既存の協定を活用するほか、道を通じて、近隣市町村や廃棄物処理業者等に支援を要請する。

また、下水終末処理場が被災した場合、収集は可能であっても処理が滞るため広域処理について検討する。

21. 適正処理が困難な廃棄物等の処理 (P67)

区分	種類	処理方法例
長さ・幅(厚さ)等が規格外のもの (収集はしないが、自己搬入は可能)	スプリングが入っていて短辺が1m50cmを超えるもの ：キングサイズマットレス・L字型ソファ等	規格内の大きさにして収集日に排出する または施設に自己搬入する
	重量が80kgを超えるもの ：グランドピアノ、アップライトピアノ等	
	最大の辺が2mを超えるもの ：バスケットゴール等	
	体積が2m ³ を超えるもの ：490型ホームタンク(灯油タンク)等	
家電リサイクル対象品等	テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機・エアコン等	販売店または専門処理業者へ依頼
家庭用の使用済パソコン等	デスクトップパソコン・ノートパソコン・ディスプレイ・ディスプレイ一体型パソコン等	メーカーまたはパソコン3R推進協会へ依頼
有害性物質	農薬・有害物含む薬品等	販売店、製造メーカー、専門処理業者へ依頼
感染性のあるもの	注射器・針等	かかりつけの病院へ依頼
危険性のあるもの	火薬類・バッテリー・消火器・注射針・プロパンガスボンベ・バッテリーの付属する小型家電・スマートフォン等	販売店、製造メーカー、専門処理業者へ依頼
引火性・発火性のあるもの	揮発油(シンナー・ガソリン・ベンジン等)・灯油・エンジンオイル・廃油等	販売店、ガソリンスタンド、専門処理業者へ依頼
エンジンが付属するもの	自動車・スクーター・バイク・電動自転車・除雪機等、	販売店、製造メーカー、専門処理業者へ依頼
特別管理一般廃棄物	ポリ塩化ビフェニルを使用する部品、ダイオキシン類の量がばいじん等1gにつき3ngを超えるもの、感染性病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物	専門処理業者へ依頼
その他適正困難物	廃タイヤ・エンジン・ポンプ・モーター類・電動工具等	販売店、製造メーカー、専門処理業者へ依頼
	庭石・土砂・石等	建設・土木・造園業者などへ相談
	レンガ・ブロック・コンクリート塊・アスファルト等	クリーン産業へ依頼またはごみ処理場に自己搬入